

令和3年度版（再募集）

ぎふ景観まちづくりファンド助成制度
（ぎふまちなみ修景工事助成金）

＜鵜飼屋地区版 手引き＞

令和3年4月1日 発行

ぎふ景観まちづくりファンド助成制度

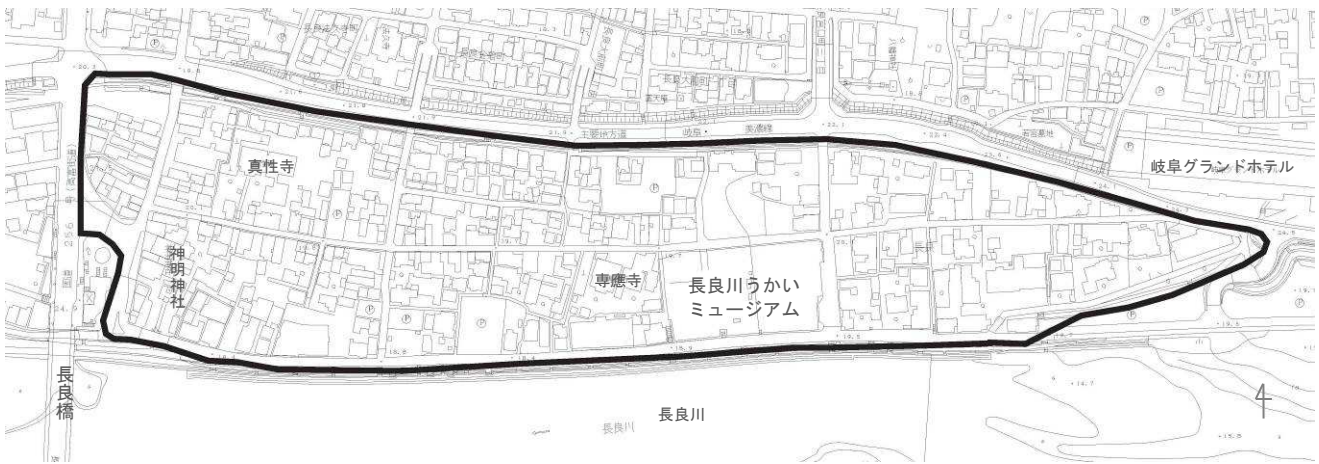
1 目的

岐阜市は、1300年の歴史を誇る鵜飼が今も行われている清流長良川と、道三公・信長公が造った井の口・岐阜町及び加納藩の城下町を基礎に発展してきました。これらの地域には町家や武家屋敷をはじめとした歴史的資源が数多く残っており、岐阜市民の共有財産として後世に守り伝えていかなければならないものです。

ぎふ景観まちづくりファンドは、市民の皆さんや企業からの積極的な賛同を得て取り組み、歴史的景観の形成に資する民間のまちづくり事業に対して助成を行うことにより、市民の皆さんの景観形成に対する意識を育み、岐阜ならではの個性豊かな美しい景観を後世に継承していくことを目的としています。

2 対象地域

鵜飼屋地区（金華地区・中山道沿道区域の手引きは別冊参照）



3 助成内容

○ 対象行為

助成対象となる工事は、岐阜市歴史系景観形成方針（P9 参照）に適合している次の3種類の工事です。

①歴史的建造物を維持・復元していく工事 ————— 最高で200万円の助成
(概ね昭和20年以前の建造物) *詳細はP5参照

構造耐力（筋交いの新設等）に関する工事 — 上記金額に加算にして最高で100万円の助成

②一般建造物を自然景観と歴史的、文化的なまちなみと ————— 最高で150万円の助成
調和させていく工事 (概ね昭和21年以降の建造物) *詳細はP7参照

③附属工作物を設置して自然景観と歴史的・文化的なまちなみと ——— *詳細はP8参照
調和させていく工事

○ 助成率

1/2（窓格子、建築設備への目隠しについては7/10）

※歴史的・文化的特性があるもの（P5 ※2参照）の設置などについては運営委員会が定める率にて助成となります。

○ 最終年度に伴う注意事項

- ・当初は、令和 2 年度にファンド基金を使い切る見込みでしたが、基金に残高が残りましたので、基金の範囲内で再募集を行います。
- ・ **基金の残高の状況によっては、助成限度額を下回る場合があります。**（例：助成額が 200 万円の工事の助成金交付申出書を提出されても、基金残高が 30 万円の場合、30 万円の助成となります。）

4 申出時期等スケジュール 以下の期間内で「事業計画申出書」受理の先着順

第 1 回 募集期間 令和 3 年 5 月 12 日(水) から 7 月 23 日(金) まで

第 2 回 募集期間 令和 3 年 8 月 2 日(月) から 10 月 29 日(金) まで

- ・このスケジュールにかかわらず、**応募状況により、申請受付を早期に終了する場合があります。**
- ・第 1 回募集期間内で基金残高がゼロになった場合は、第 2 回の募集を行いません。
- ・募集状況については、公社ホームページをご確認ください。

- ・申出は工事実施前に限ります。
- ・助成内容は物件の状態や工事内容によって異なりますので、早い時期にご相談ください。
- ・申出の際は、できる限り専門家による**事前相談**（アドバイスなど）を受けてください。

5 申出の条件

申出には次の条件を満たしていただく必要があります。

- ・助成を受けた建造物を適正に維持管理すること。
（工事完了後、10 年間は、助成を受けた建造物を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除却し、又は担保にすることはできません。ただし、（一財）岐阜市にぎわいまち公社代表理事の承認を受けたときはこの限りではありません。）
- ・助成対象の建造物の写真、名称、所在地、修景工事の概要等の公表に同意すること。
- ・暴力団若しくは暴力団員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- ・岐阜市の市税を滞納していないこと。
- ・令和 4 年 2 月末までに修景工事を完了し、ぎふまちなみ修景工事助成金事業完了報告書兼助成金交付申出書（添付図書を含む）を提出すること。

6 申出書類

申出には次の書類が必要です。

- (1) ぎふまちなみ修景工事助成金事業計画申出書（様式第 1 号）
- (2) 設計図書（配置図、平面図、立面図、屋根伏図等）
- (3) 二者以上の工事見積書（明細の分かるもの）
- (4) 現況写真（周辺の現況が分かるもの）
- (5) 登記事項証明書（建築設備に関わる工事のみの場合は不要。コピー可）
- (6) 固定資産税の課税明細書のコピー（歴史的建築物の場合、築年数を確認するため）
- (7) 申請者の「完納証明」
- (8) そのほか代表理事が必要と認める図書

設計図書として、建築物及び工作物については、付近見取図、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、外部仕上げ表が必要です。附属工作物については、付近見取図、配置図、意匠図が必要です。

ただし、修景工事の内容によっては不要なものもありますので、（一財）岐阜市にぎわいまち公社に詳細をご確認ください。

7 事業の承諾

「ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会」において事業計画を審査し、適正であればファンド資産の範囲内で、事業の承諾をします。事業計画の審査は、事業計画申出書を受理した順に行います。

8 助成金の交付

工事の完了後、定められた期日以内に完了報告が必要です。助成金は完了報告後の検査に合格し、助成金交付請求書を提出していただいた後に交付します。

完了報告には、次の書類が必要です。

- (1) ぎふまちなみ修景工事助成金事業完了報告書兼助成金交付申出書
- (2) 完成図書
- (3) 工事完成写真および工程写真
- (4) 請負契約書の写し（建築設備に関わる工事のみの場合は不要）
- (5) 支払いの明細が確認できる書類（明細のわかる請求書の写し）
- (6) そのほか代表理事が必要と認める図書

完成図書として、建築物、工作物については、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、外部仕上げ表が必要です。附属工作物については、配置図、意匠図が必要です。

ただし、修景工事の内容によっては不要なものもありますので、(一財)岐阜市にぎわいまち公社に詳細をご確認ください。

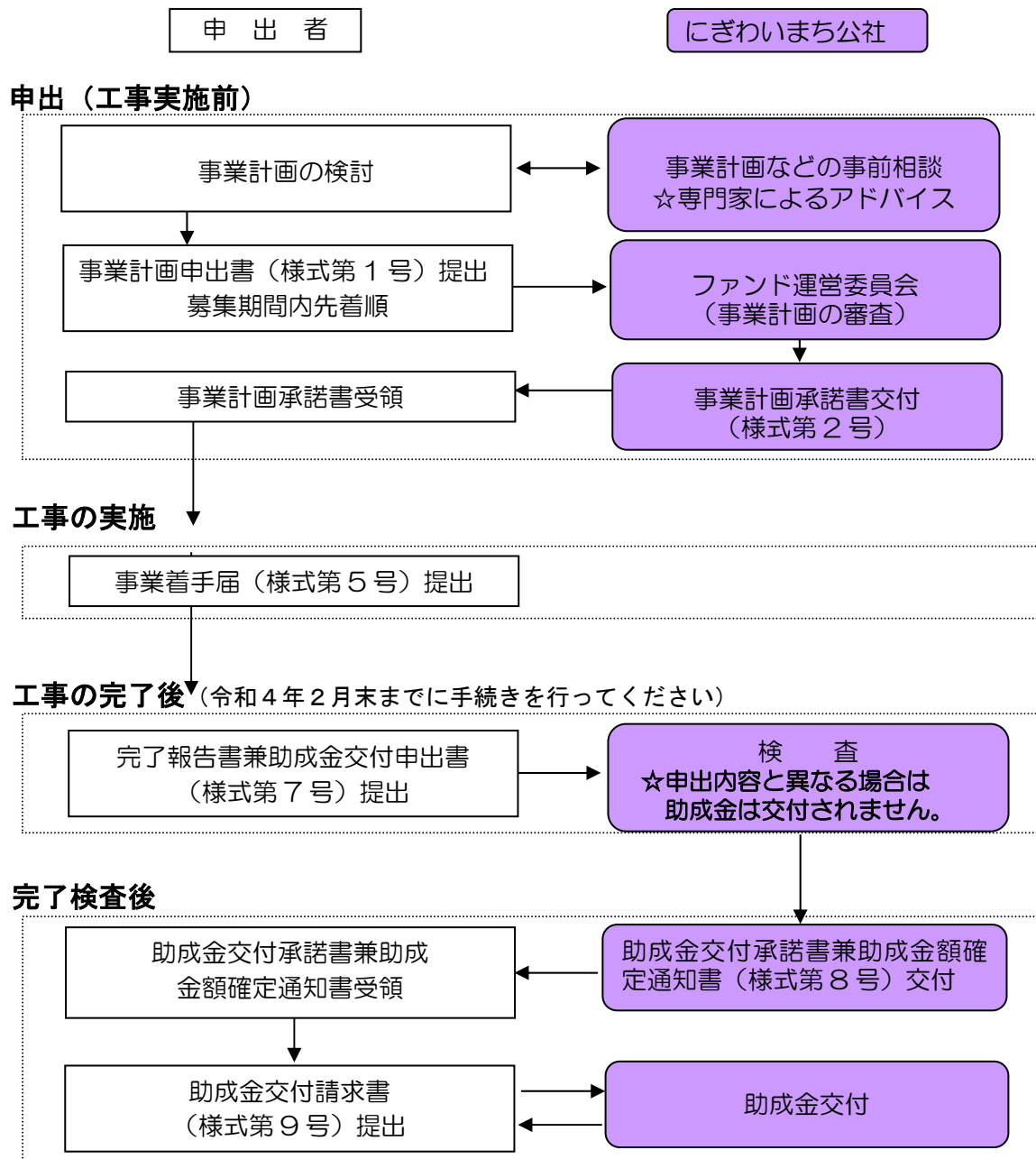
助成金交付請求書の提出の際には、原則、工事費の支払い済の領収書の写し(白黒)の添付が必要です。(領収書の但書には、「〇〇邸改修工事」等の記載をして下さい。)

支払いの都合上、領収書の写しの添付が不可能な場合には、助成金交付請求書の下方の署名欄にご署名及び押印の上、助成金交付後 30 日以内に領収書の写し(白黒)をご提出ください。

注意事項

- ・ 1 敷地単位の合計で 1 件の申請とみなします。
(土地、建造物の利用形態から見て、同一の敷地は 1 敷地とみなします。)
- ・ 当該助成を受けてから 5 年以内に同一敷地内で再度の助成を受ける場合、助成限度額から既に助成を受けた額を差し引いた額までしか助成を受けることはできません。ただし、建築設備に関わる工事のみの場合はこの限りではありません。
- ・ 工事は事業計画の承諾を得るまで着手できません。
(承諾前に着手された場合は助成金が交付されません。)
- ・ 助成金は工事完了後、下記「申出のスケジュール」の工事完了後に記載のある手続きを経たうえで交付されます。
- ・ **事業計画に変更がある場合は工事を中断し、事業計画変更届を提出してください。事業計画変更の承諾を得るまで工事はできません。(所定の手続きをしない場合は事業計画の承諾を取り消す場合があります。)**
- ・ 交付された助成金は所得税の対象となる場合があります。
- ・ その他、関連法令は遵守してください。

9 申出のスケジュール



助成タイプ1 歴史的建造物を維持・復元していく工事

- 歴史的建造物とは、概ね昭和20年までに建てられた、近代和風建築物、町家、蔵、看板建築などの建築物と、門、塀等の工作物を指します。
- 助成対象となるのは原則、道路等から望見できる範囲に建造された建造物に限ります。

建築物

<p>①歴史的建築物の維持・復元を行う場合 (鶺鴒屋要件等※1を満たす場合) (例) 瓦屋根の葺き替え、漆喰壁の再現、木製建具の設置等 →イメージ① 建築物と一体となった自動車車庫等の開口部に木製又は木製調格子を新設 →イメージ①'</p>	<p>合計助成限度額 200 万円</p>
<p>②歴史的建築物の一部復元を行う場合 (鶺鴒屋要件等※1を満たさない場合) (例) 外壁をトタンから漆喰や木製板張りにするが、窓は木製にしない場合等 →イメージ②</p>	<p>合計助成限度額 100 万円</p>

※1 鶺鴒屋要件等とは

鶺鴒屋地区建築物要件、蔵要件、又は建築当時（昭和20年以前）において構成されていた形態意匠、素材を維持した状態をいいます。

(鶺鴒屋地区建築物要件)

- ・開口部が木製又は木製調建具
- ・外壁が木材、漆喰、土等
- ・屋根が日本瓦
- ・玄関が木製又は木製調引き戸

(蔵要件)

- ・屋根が日本瓦
- ・外壁が木材、漆喰、土等の伝統的素材を用いた仕上げ

[特例助成]

上記①の工事に合わせて下記の工事を行う際に助成します。

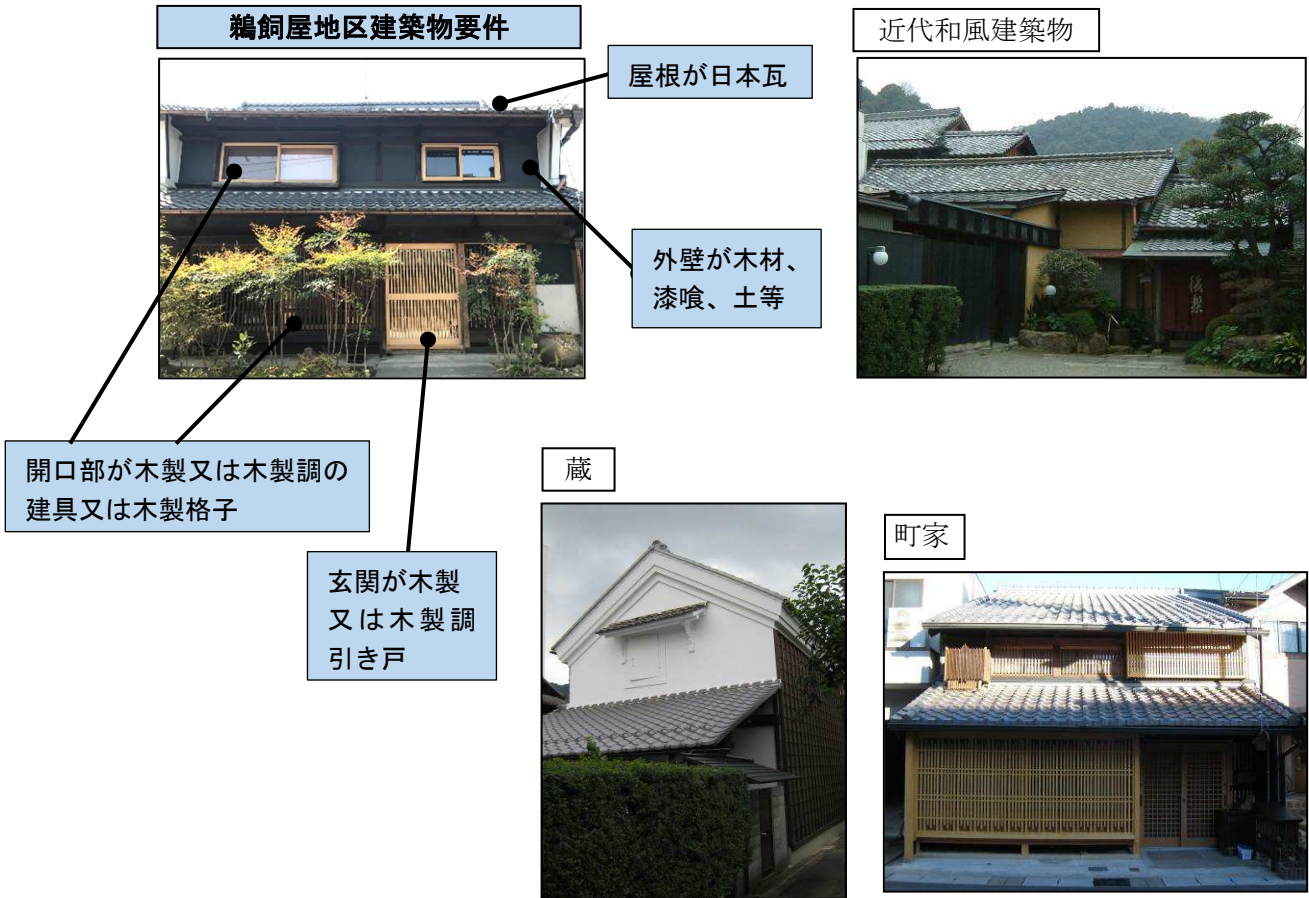
<p>③構造補強（筋交いの新設等）に関する工事 →イメージ③</p>	<p>(①の合計助成限度額 200 万円に加算して) 個別助成限度額 100 万円まで助成します。</p>
--	---

[その他]

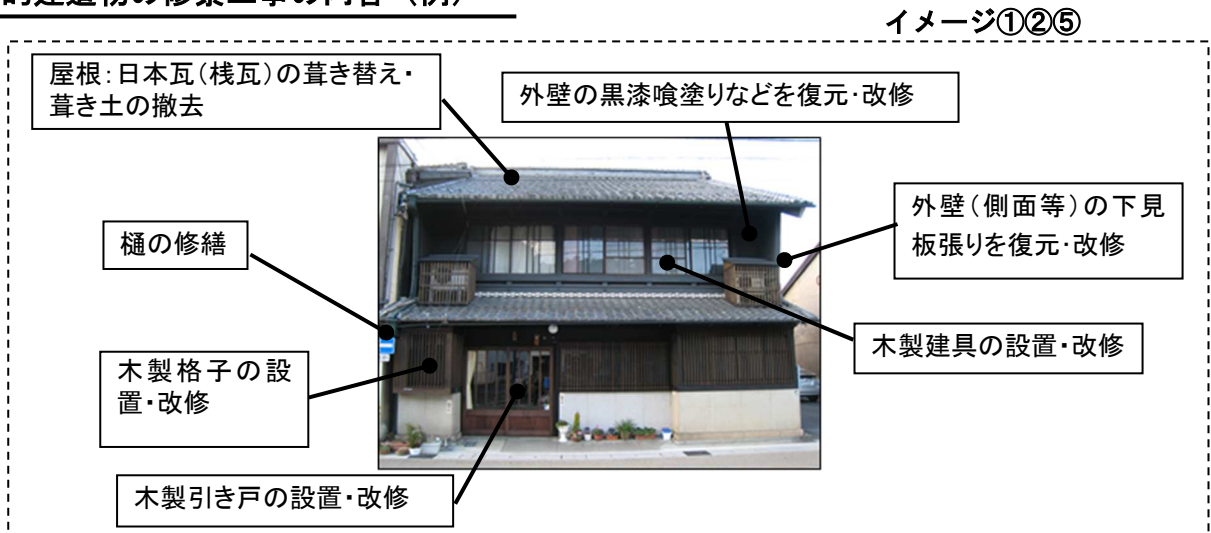
<p>④歴史的・文化的特性※2があるものの設置又は修繕 →イメージ④</p>	<p>鶺鴒屋要件等※1を満たした場合 合計助成限度額 200 万円 (満たさない場合 100 万円)</p>
--	--

※2：歴史的・文化的特性とは、鶺鴒匠宅の篝火用のまき小屋、鳥屋など鶺鴒匠の住まいと一体をなして道路から望見できるもの、又は外構に玉石仕上げを用いるもの等。

歴史的建造物の例



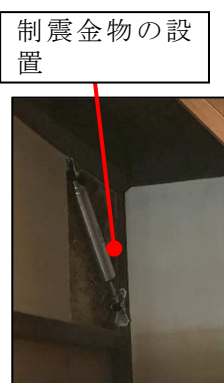
歴史的建造物の修景工事の内容（例）



イメージ①



イメージ③



イメージ④⑦^{※注1}



※注1 ぎふ景観まちづくりファンドの助成を受けた物件ではありません。

助成タイプ2 一般建造物を歴史的なまちなみと調和させていく工事

- 一般建造物とは、概ね昭和21年以降に建築された**建築物**と、門、塀等の**工作物**を指します。
- 助成対象となるのは、まちなみの連続性があると認められる建築物のファサード部分（道路に面する部分）、または工作物に限ります。

建築物

⑤一般建築物の新築、外観改修を行い、鶺鴒屋要件等 ^{※1} を満たす場合 →イメージ⑤	合計助成限度額 150 万円
⑥一般建築物の新設、外観改修を行い、準鶺鴒屋地区建築物要件 ^{※3} を満たす場合 →イメージ⑥	合計助成限度額 75 万円

※3（準鶺鴒屋地区建築物要件）

- ・外壁が木材、漆喰、土等
- ・屋根が日本瓦

[その他]

⑦歴史的・文化的特性 ^{※2} があるもの設置又は修繕 →イメージ⑦	鶺鴒屋要件等 ^{※1} を満たした場合 合計助成限度額 150 万円 準鶺鴒屋地区建築物要件 ^{※3} を満たした場合 合計助成限度額 75 万円
--	--

工作物

⑧木材、漆喰、玉石等の伝統的素材を用いて仕上げた和風門、和風塀を新設・修繕する場合 →実例⑧	合計助成限度額 50 万円
⑨駐車場出入口に木製又は木製調格子の引き戸を新設・修繕する場合 →実例⑨	合計助成限度額 50 万円

一般建造物の修景工事の内容（例）

実例⑧

駐車場出入口に木製又は木製調格子の引き戸を新設



実例⑨

伝統的素材を用いた塀の新設



助成タイプ3 附属工作物を設置する工事

○歴史的建造物、一般建造物に附属する工作物について、助成を行います。
(但し、附設建造物が助成対象の場合に限る)

⑩建築設備への目隠しを新設する場合 (例) 空調の室外機、電気メーター等への目隠し → 実例⑩	個別助成限度額 5 万円
⑪自動販売機等への目隠しを新設する場合 → イメージ⑪	個別助成限度額 10 万円
⑫歴史的なまちなみに調和した屋外広告物の設置をした場合 (歴史的なまちなみにふさわしくない屋外広告物を撤去した場合を含む) → イメージ⑫	個別助成限度額 30 万円
⑬土留めの設置又は修繕に玉石を用いた場合 → イメージ⑬	個別助成限度額 50 万円
⑭駐車場及び空地に腰壁等を玉石で設置した場合、又は常緑広葉樹で生垣等を設置した場合 → イメージ⑭	個別助成限度額 10 万円
⑮河畔に面する空地及び庭に遮光のため常緑広葉樹の高木を設置した場合 → イメージ⑮	個別助成限度額 10 万円

附属工作物の設置 (例) ※注2

実例⑩

空調室外機への目隠しの新設



イメージ⑪

自動販売機への目隠しの新設



イメージ⑫

歴史的なまちなみに調和した屋外広告物を設置



イメージ⑬

土留めに玉石を新設



イメージ⑭

駐車場に常緑広葉樹の生垣を設置



イメージ⑮

河畔に面する庭に遮光のため常緑広葉樹の高木を設置



※注2 イメージ⑪～⑮は、ぎふ景観まちづくりファンド助成を受けた工事（設置）ではありません。

補足

- ・本基準のほか、各部位の修景工事にはそれぞれ個別助成限度額が設定されています。
また、⑦～⑩においては、建物の配置や形状等も審査の対象になります。
 - ・合計助成限度額とは、5年以内に交付を受けることができる助成額の限度です。
合計助成限度額内であれば、再申請することができます。
 - ・助成対象工事費に消費税は含みません。
- 詳細については（一財）岐阜市にぎわいまち公社までお問い合わせください。

岐阜市歴史系景観形成方針

大方針

道三、信長の時代から受け継いできた岐阜ならではの美しいまちなみを後世に継承していくため、

- ・歴史的建造物を維持、復元していく
- ・一般建造物を自然景観と歴史的、文化的なまちなみと調和させていく

個別方針

共通		岐阜市景観基本計画（平成19年10月1日告示）等に整合している。	
建築物	位置	道路境界線からの軒先はまちなみにできる限り揃える。 建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保する。	
	意匠	開口部	木製又は木製調建具もしくは縦形状の木製格子を設置する。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
		屋根	日本瓦等の伝統的な素材を用いる。 屋根形状は平入りを基本とし、勾配をまちなみに合わせる。 ただし、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建築物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。また、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物については、建築物正面の形態意匠について周辺のまちなみに調和したものとなるようにする。 グレー等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		外壁	主たる部分については木材、漆喰等の伝統的な素材を用いる ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。 原則、周辺の景観に合わせて黒、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		玄関	玄関は、木製又は木製調の引き戸を設置する。 ただし、蔵、近代洋風建築物、看板建築物等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
工作物	門、塀	木材、漆喰、土等の伝統的な素材を用いて仕上げる。 素材を活かした色彩及び仕上げとする。（着色する場合は、無彩色、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。）	
	駐車場、駐輪場	駐車場、駐輪場等を設置する場合は、極力、建物と一体化した形態とし、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。 建築物と一体となった自動車車庫を設けている場合には、開口部へ木製又は木製調の縦格子を設ける。 青空駐車場においては、門、塀等を設置しまちなみの連続性を確保する。	
	建築設備	屋外の建築設備は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、木製格子等の目隠しを設ける。	
	自動販売機等	木製又は木製調の目隠しを設ける。	
その他		屋外広告物等については地域の歴史的景観に調和するものとする。	
		玉石等の歴史的・文化的景観の維持・復元に努める。	
		敷地の緑化に努める。	

★お気軽にお問い合わせください。★

一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社（景観整備機構）

〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階

TEL：058-266-1377 FAX：058-215-7155

ホームページ：<http://www.gifu-nigiwai.org>

受付時間：平日 9:30～17:00

20210401